

前回調査との比較と新たな質問項目について

京都教育大学 教授
伊藤 悦子

はじめに

本調査は平成17(2005)年に制定した「新京都府人権教育・啓発推進計画」の更新を控え、京都府民の人権に関わる知識や考え、意識の実情を把握するために実施された。しかし、前回計画を立てる際に参考にした意識調査は平成13年に実施されていたので、10年後の平成23年に意識調査を実施していた。そのわずか3年後の実施となったため、今回の調査は平成23年を基盤としつつ、3年の間における変化を確認するという趣旨のもとで実施された調査である。

そのため、23年調査では15項目の調査だったが、本調査(以後26年調査という)では、15項目のうちの9項目を引き継ぎ、平成26年現在の社会情勢を鑑みて必要だと思われる新たな項目(問6「外国人に関する人権問題への対応」と問8「人権に関する法律等の認知度」)について調査した。

「外国人に関する人権問題」を項目として加えたのは、京都府ではまだ顕著ではない新たな定住外国人の増加に対応する教育・啓発を考えるとともに、平成21(2009)年に起こった京都市内の朝鮮第一初級学校に対するヘイトスピーチ事件から現在に至るまでの一連の差別事象への対応を考えるためである。一方、後に詳しく見る問8の人権に関する法律への質問は、この間制定された新たな法律についての認知度がどのぐらいであるかを知るためである。

前回23年調査からわずか3年しか経っていなかったが、この間、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」が制定され、京都府では「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が平成26(2014)年に制定され、障害者問題を取り巻く考え方や施策が大きく転換することになった。また、平成25(2013)年には「いじめ防止対策推進法」と「子どもの貧困対策法」が制定され、具体的な施策がスタートしている。社会の発展にともない様々な事柄の変化のスピードが速くなっているが、人権施策もその例外ではない。人々の認識や意識、感覚がそれに追いついていない可能性があり、その点を検証することを目指した調査である。

26年調査の回答者は、前回23年調査の回答者とほぼ同じような年齢層、男女比、職業構成であった。ただ、若干回収率が低かったため、地域別集計のうち「中部」が回答実数69人になった(前回は87人)。回答者が少ないため、回答の偏りがあると実態以上にパーセンテージが動いてしまうので、検討する際には慎重に扱う必要が出てくる。したがって、経年変化を比較するものの、地域別の些細な変化について検討する時には「中部」は除外して検討した方がいいと思われることをお断りしておきたい。

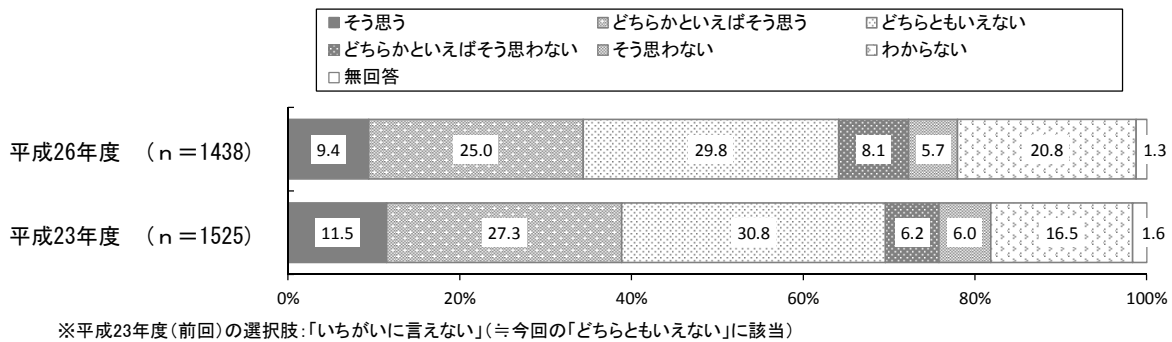
以下、23年調査と26年調査における経年変化と新たな質問項目についての所見を述べるとともに、それとの関連で「研修への参加」がどのように影響しているかを検討していく。また、京都府人権啓発推進室として次代を担う若い世代の啓発を試行錯誤してきた経過もあるので、26年調査における若者の人権意識について特徴的なことについても指摘しておきたい。

1. 23年調査と26年調査の比較

①人権尊重の社会と意識に関するイメージ(問2・問3)

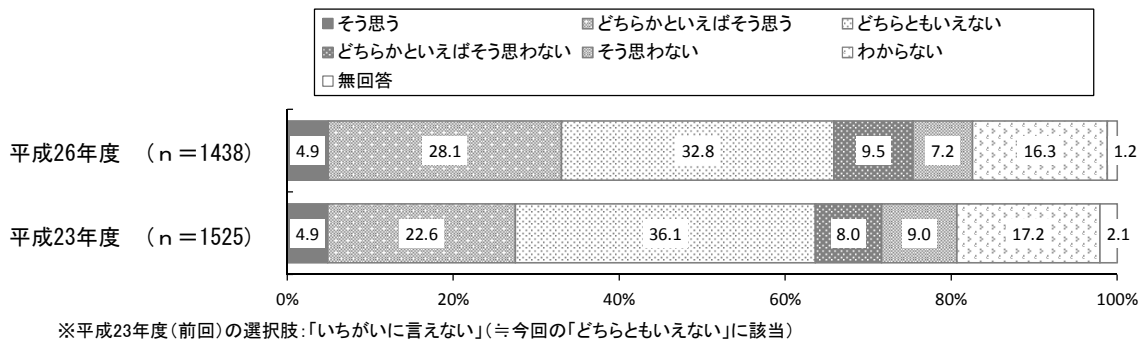
問2・問3の単純比較は以下のとおりである。問2は「あなたは『京都府民一人ひとりの人権意識は、10年前と比べて高くなっている』と思いますか」と、「人権意識」が向上しているかどうかを尋ねた質問である。図表Aで明らかのように「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が23年調査では38.8%だったのに対して、26年調査では34.4%で4.4ポイント下がっている。これは20歳代と30歳代などで顕著である。

【図表A 人権尊重の感じ方1】



それに対して、問3「あなたは『京都府は、人権が尊重された豊かな社会になっている』と思いますか」と「社会全体」、あえていえば「制度や実態」の向上について尋ねた質問である。図表Bで明らかのように「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が23年調査では27.5%だったのに対して、26年調査では33.0%で5.5ポイント上昇した。

【図表B 人権尊重の感じ方2】



すなわち、人権が尊重される社会に向かっていると思われるが、人々の意識はそうではないと判断している人が増加しているということである。確かに、人権に関わる制度や法は着実に進展しているし、後の問8の結果を見るように「いじめ対策法」なども整備・周知されている。それに対して、意識状況の変化は、若い世代を中心に「わからない」が増加して、「よくなっている」と思う層が減少したためである。ヘイト・スピーチに象徴されるような発言が特にインターネット上で日常的に展開されていることを知っている若い世代が、「人権意識が向上している」と楽観的な見方をしなくなったためだと思われる。

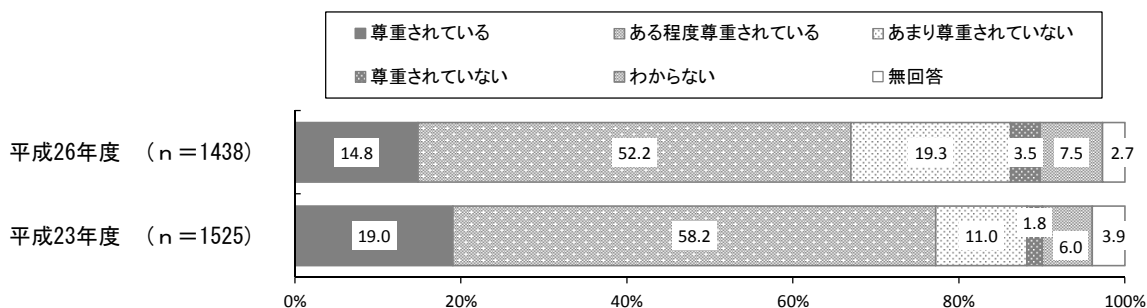
人権施策の進展とともに、それを支える市民(本文では「市民」はシチズンの意味であり、京都市の住民を指しているわけではない)としての人権意識や社会参加・参画の意識を醸成することが、この二つの間のギャップを埋めることにつながるだろう。

②女性の人権(問4)

問4の「人権が尊重されていると思いますか」は、「個別課題」として取り上げられている人々の人権状況について府民に尋ねた質問である。「個別課題」として取り上げているということは、「人権が尊重されていない」実態があるわけだが、この質問の回答の結果はそうした実態があることを示しているものではなく、あくまでも府民の「印象」「イメージ」を聞いているに過ぎない。しかも、「尊重されている」と思われることは人権施策が進展したと判断されているともいえるが、逆に「問題がない」と認識されることは人権意識としては認識不足とも判断できる微妙な質問項目である。京都府は平成5年の段階から調査してきた質問である。

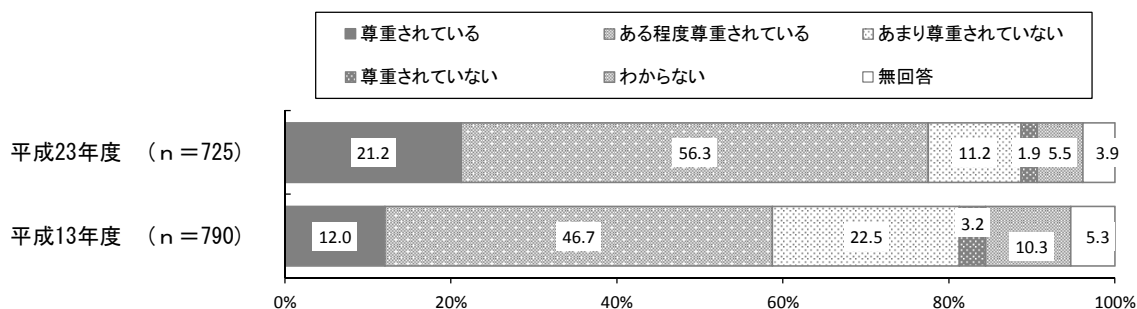
23年調査と26年調査を比較すると、「同和問題」で「わからない」が5.8ポイント増加したほか、「尊重」「ある程度尊重」が減少したのが「子ども」4.3ポイント、「性同一性障害者」が4.9ポイントであった。「子ども」「性同一性障害者」の人権状況がマスコミに取り上げられるようになってきたからこそ、「尊重されていない」と問題が把握された結果だともいえよう。「高齢者」「障害者」「外国人」「エイズ、ハンセン病患者」「犯罪被害者」「ホームレス」などについては、ほとんど変化がなかった。それに対して「女性」だけは大きく変化したのである。

【図表C 女性の人権】



図表Cで明らかなように、「女性の人権」は「尊重」「ある程度尊重」の合計が26年調査では67.0%で全体では多いが、23年調査と比較すると26年調査は10.2ポイントも下がった。実は平成13年から平成23年の調査を比較すると下図(図表D)のように、「尊重」「ある程度尊重」が大幅に増加していたにもかかわらず、この3年間で下がったということである。

【図表D 女性の人権(平成23年調査と平成13年調査の比較)】



※平成23年度調査については、「京都市」を除いた値での集計

図表Dは「京都市を除いた京都府」の調査で、23年調査と26年調査は京都市を含んだ京都府調査であるが、実は23年調査では京都市を含んだものとそうではないものとは大きな差はなかった。そのことを踏まえると、「女性」の人権は「尊重されている」という認識が拡大していたにもかかわらず、この3年は逆転したということで、大きな変化といえよう。年代別にみると、各年代で減少しているものの、特に50歳代の「尊重」「ある程度尊重」が大きく減少していた。

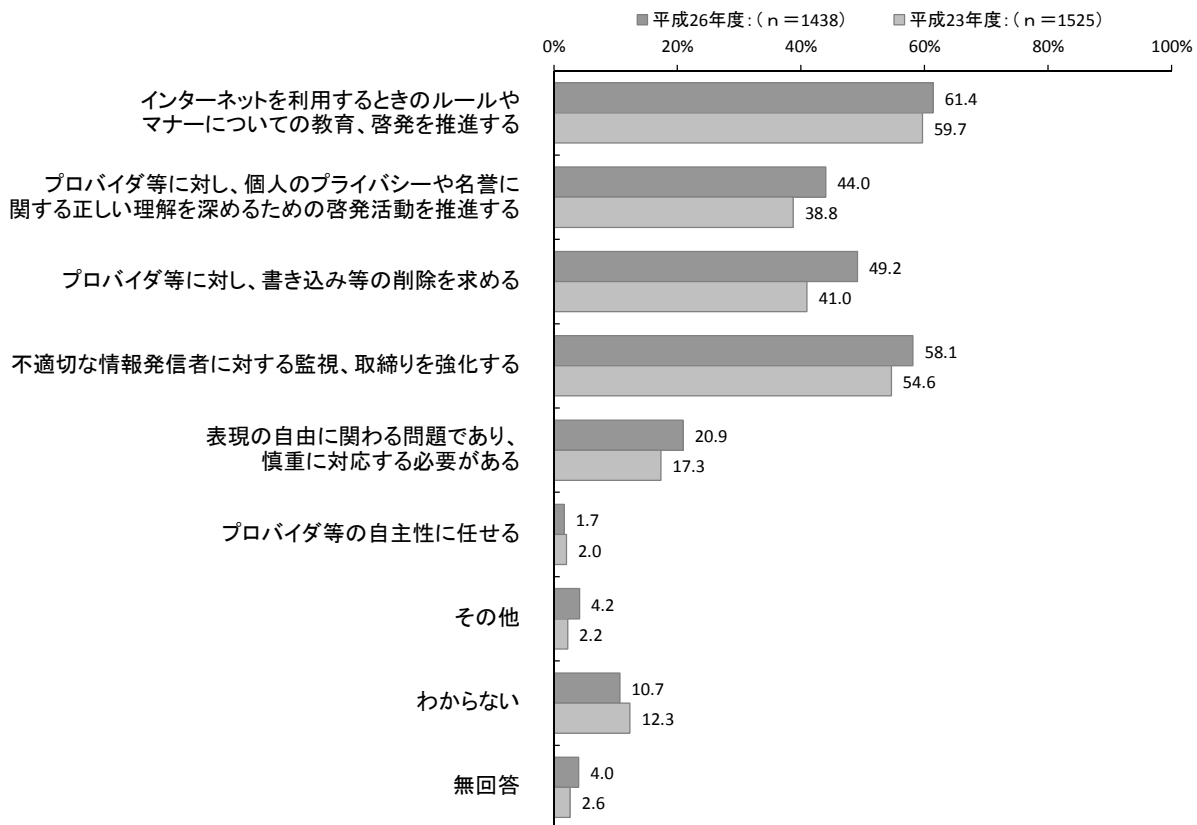
この変化の背景には「少子化対策」「女性の社会参加の推進」が強く打ち出されたことが関連しているのではなかろうか。もともと日本の女性の地位は世界的指標から見るとかなり低かったのであるが、女性政策が強く打ち出されることによってむしろ人々の「課題意識」の俎上に「女性の人権問題」があがったためであろう。

③インターネットによる人権侵害への対応(問5)

23年調査から26年調査の間で大きな変化があるとしたら、それはスマートフォンの普及であろう。特に若年層への普及が著しく、情報社会の進展の功罪が最も顕著に表れている。インターネットによる「いじめ」が増加しているという事実はないが、ネットにあげた情報は瞬時に世界に行き渡り、そしてほぼ永久的に消去できないことが人権の課題となっていることはいうまでもない。

これに対する対応を聞いた問5の結果が図表Eである。

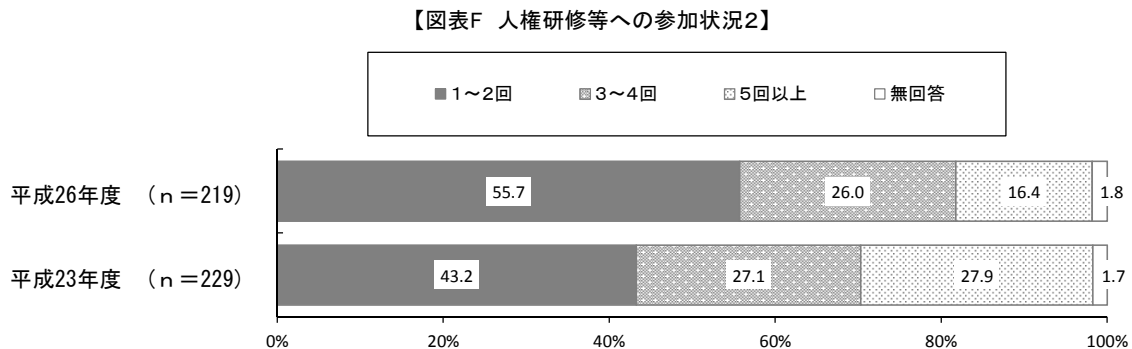
【図表E インターネットによる人権侵害への対応】



この質問は複数回答のため、23年調査と26年調査の一番大きい違いは「回答数が増えた」という事実である。どの項目も増加しているのは何らかの対応が必要だという意識が増えているということである。そのなかでも「書き込みの削除を求める」が8.2ポイント増加しており、「削除」という対処療法を求めている人が増加した。また、「取り締まりの強化」が増加しているものの、「慎重な対応」も増加している。「取り締まりの強化」の必要は中年層から多く出され、「慎重な対応」は若年層が他の年齢層より突出して多い。中学生・高校生を育てている世代と、実際に便利に利用している若年層の世代との感じ方の違いであろう。この間、プロバイダ側の自主的努力も進んできてはいるが、インターネット利用の低年齢化が進むなかで教育・啓発が必要なことに変わりはなく、結局23年調査でも26年調査でも教育・啓発が対応策の筆頭であった。

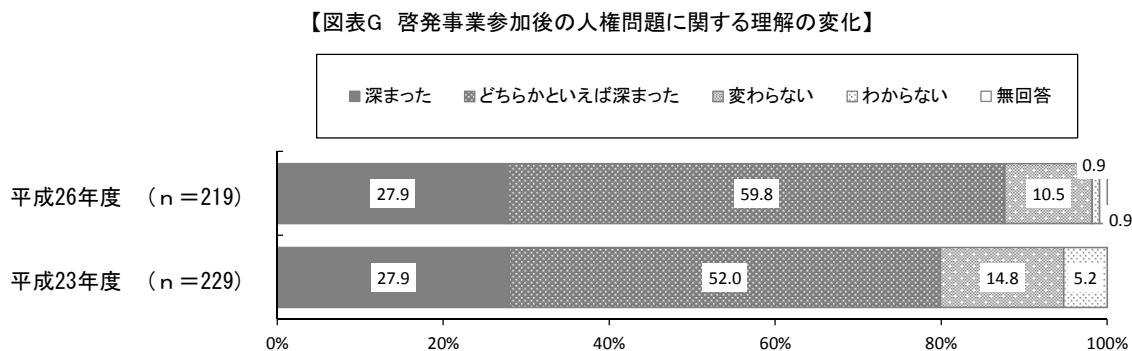
④人権研修参加状況と啓発手法(問10～問12)

人権研修参加状況そのものは、23年調査と26年調査では大きな差はなかった。ただし、図表Fのように26年調査では「1～2回」が大幅に増え、その分「5回以上」が減少するという結果であった。



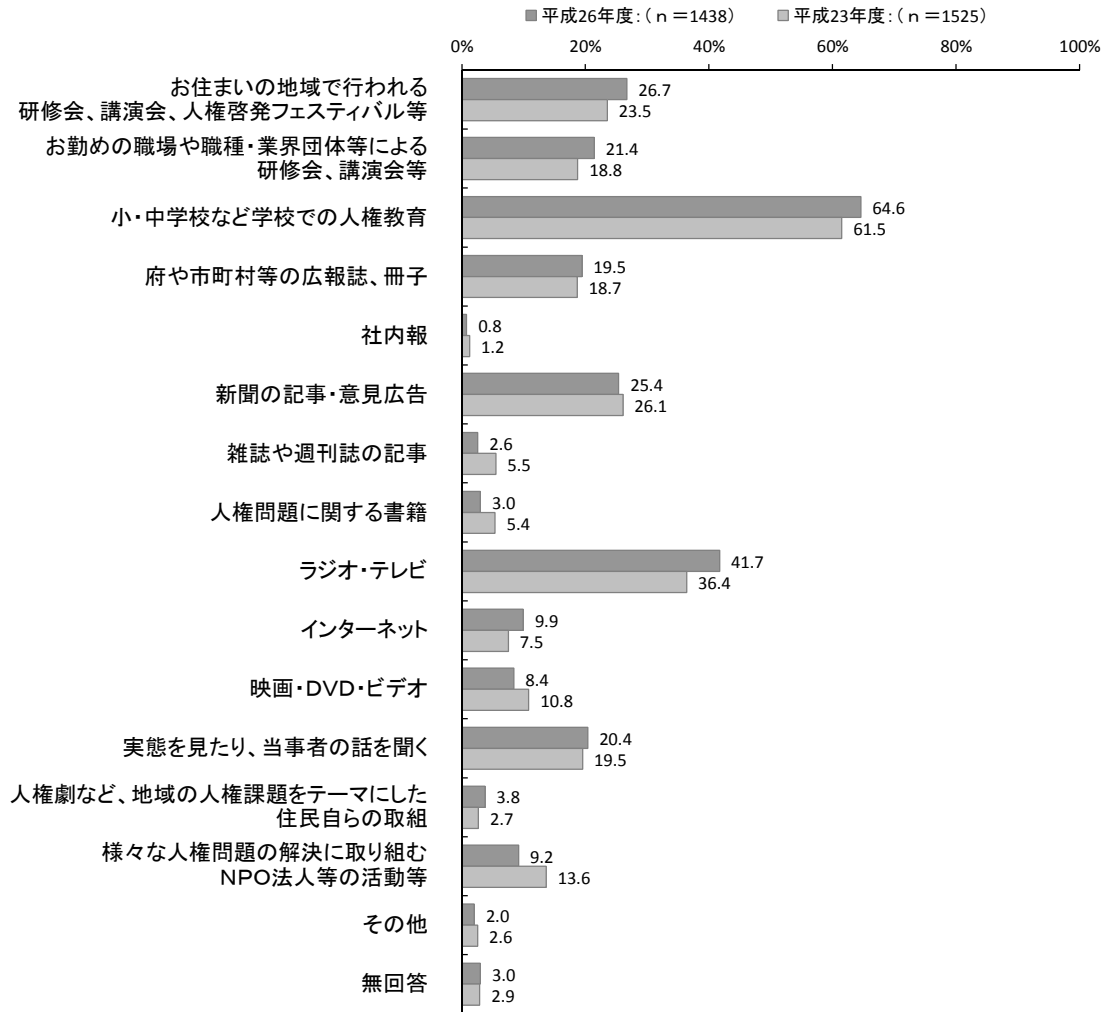
23年調査で顕著だった「5回以上」参加者は職場での研修参加者が多く、「1～2回」はPTA研修参加者が多いという結果があったが、その傾向は26年調査でも引き継がれているだろう。調査対象者の男女比などはほぼ同じであることから、この3年間で職場研修参加が減少傾向だということだろうか？どちらにせよ、人権研修が多くの人に普及するとともに、複数回の参加によって認識を深めてもらうことが必要なのはいうまでもない。

一方、問11で尋ねた研修の効果(図表G参照)に関しては「どちらかといえば深まった」と回答した人が7.8ポイント増加した。「1～2回」参加者は研修会に対して「深まった」と回答する傾向があるため、その影響が研修会評価の向上に影響したかもしれないが、研修会の評価が全体として向上していることは望ましい結果である。



こうした研修会の「効果的な人権啓発手法」として、問12で質問した結果(図表H参照)、23年調査と26年調査では「地域での啓発活動」、「職場での研修会」、「ラジオ・テレビ」、「インターネット」などがわずかであるが増加し、「雑誌」や「書籍」が減少、また「NPO法人等の活動」も減少した。このように、行政やマスコミに期待するという傾向は次の「人権が尊重される社会づくりに向けた施策」とも関連している。

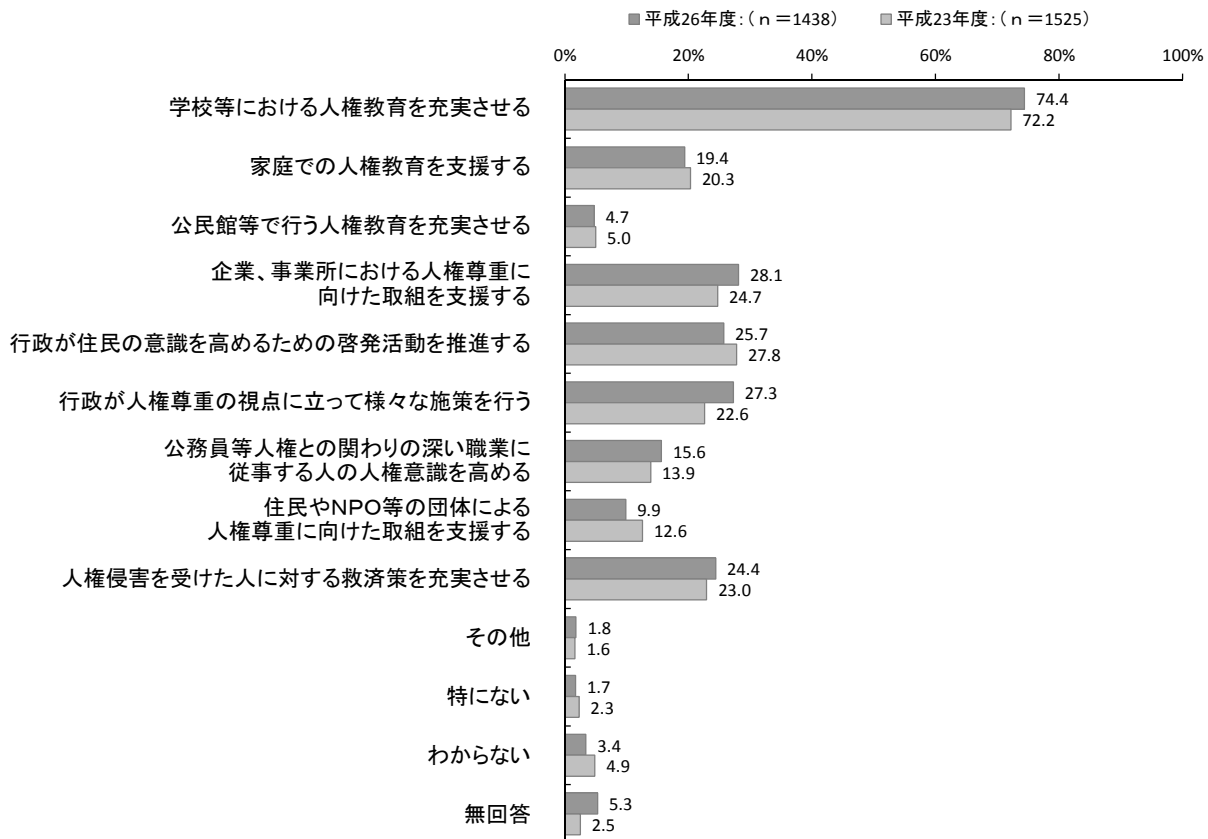
【図表H 効果的な人権啓発手法】



⑤人権が尊重される社会づくりに向けた施策(問13)

問13では「人権が尊重される社会」に向けて、人権教育・啓発の場所・機会について尋ねると共に、「誰が」行うかについて尋ねている。回答は多面的な事柄について3つまで選択して回答してもらうため、精確な検討が難しいが検討しておきたい。(図表I参照)

【図表I 人権が尊重される社会づくりに向けた施策】



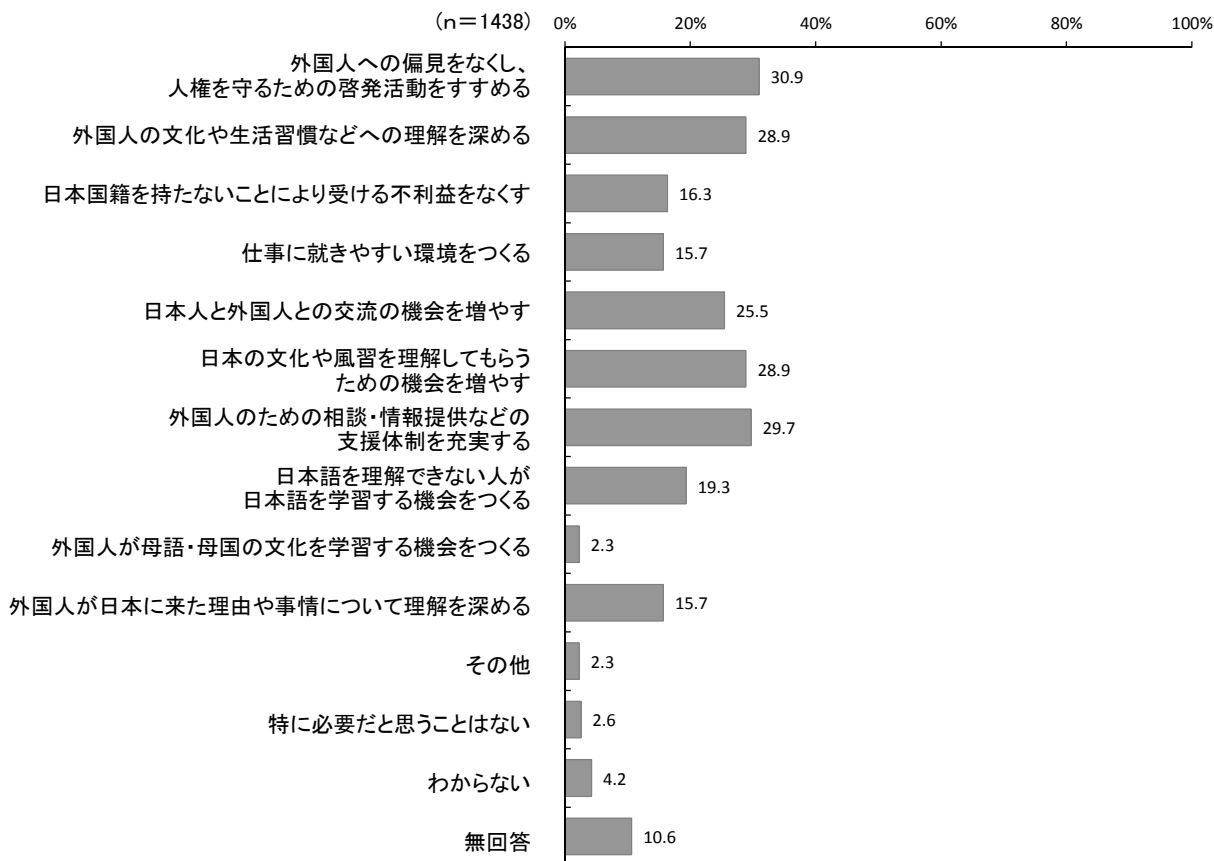
「学校における人権教育」が突出しているのは23年も26年も同様であるが、26年調査では「職場での取組への支援」と「行政施策」が増加し、「NPOの取組への支援」が減少した。あえてみれば、「家庭教育」「社会教育」「NPO活動」は府民の主体的な活動であるのに対して、職場や行政施策は府民自らが活動するものではない。自らが自主的自律的に取り組むことよりも、行政に「お任せ」という姿勢が垣間見えると言ったら、いいすぎであろうか。先に見た「効果的な人権啓発手法」同様、NPOの評価がわずかであるが低下していることが気になる結果であった。これは問2、問3とも関連しており、人権尊重が「国民的課題」(同和対策審議会答申の表現)からさらに「市民的課題」(外国籍住民をも含めた表現)となり、住民自らが人権文化を構築していく主体になるような参加型・参画型啓発活動の必要性を示唆している。

2. 新たな項目についての考察

①外国人に関する人権問題への対応(問6)

問6は26年調査独自の質問である。問4での「外国人の人権」は「尊重」「ある程度尊重」の合計が42.7%で、「わからない」が28.9%という状態である。それに対して、実は問6は人権課題があることを示した誘導的質問になってしまったが、その課題解決の方法について尋ねた。(図表J参照)

【図表J 外国人に関する人権問題への対応】



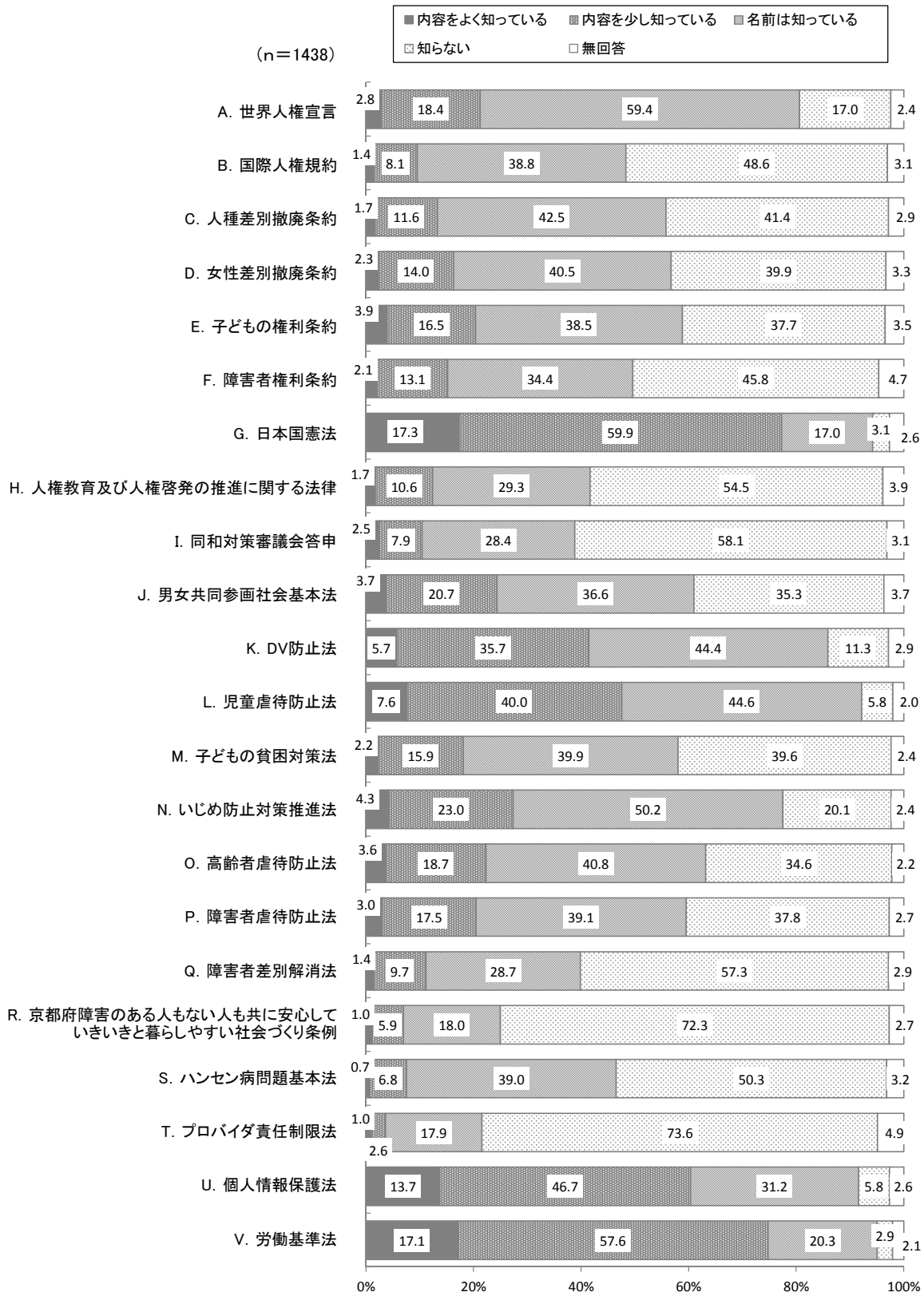
結果、日本人が外国人を理解するとともに、外国人が日本に適応するための学習も必要だとしており、交流促進や外国人の相談窓口の充実など、「外国人に関する人権問題への対応」は様々な意見に分かれた。そのなかでも男性は啓発重視、女性は相談体制重視、若年層は交流、高年層は啓発とそれぞれ重点の置き方に特徴が見出された。ただ、「外国人が母語・母国の文化を学習する機会をつくる」はわずか2.3%で、民族学校の必要や二世の子どもに対する対応についてはほとんど理解されていないということもわかる結果であった。

②人権に関する法律等の認知度(問8)

平成13(2001)年調査で尋ねていた質問を復活した質問である。近年矢継ぎ早に制定された子ども関連の法律と障害者関連の法律・条例を中心に見ていく。

単純集計の結果は、図表Kのとおりである。

【図表K 人権に関する法律等の認知度】



(ア)法教育の必要性

「人権教育の指導方法等の在り方について」(第三次とりまとめ、平成20年)では「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を人権教育の目標と定めている。また、同和問題などの個別課題の学習のみならず「普遍的アプローチ」で人権の概念そのものを学習する必要性が提起されて久しい。

府民の場合、同和問題啓発から始まった人権教育・啓発活動という歴史的経過のなかで、人権といえば「差別・平等」の問題であるというイメージがあることは26年調査の問1の結果で明らかである。そういう傾向に対して、「法教育」の必要や「自己的人権についての学習」が提起されてきたが、26年調査を見る限り、府民の多くは自己的人権に関わる法、すなわち「日本国憲法」「労働基準法」「個人情報保護法」についての理解は一定程度あることがわかる。ただ「よく知っている」と回答した人が10%台であること、実際に人権侵害を受けたときに自ら対応できていないことから「法教育」の必要を再確認したい。

(イ)若年層の課題

長年「同和問題啓発」が実施されてきたが、特別措置法失効と人権教育への再編とが関連した結果、「同和問題」に関わる基本的文書である「同和对策審議会答申」の認知度が低くなっている。とりわけ若年層は74.5%が「知らない」と回答していた。若年層は国際条約関係についての「知らない」は他の年齢層とほぼ同じか、中年層より「知らない」が少ない傾向を示すが、国内関連法、特に最近の法令については「知らない」人が多い。同和問題のみならず、日本社会、特に地域社会の人権に関わる法律・条例・制度について啓発する必要がある。逆に社会人を対象にした研修・啓発活動が中年層・高年層に法律・条例・制度の存在や内容を啓発した成果が、若年層とそれ以外の年齢層との違いとなって表れているともいえよう。

(ウ)最近に制定された法令・条例の周知

問8の質問項目のうち、平成23(2011)年以降に制定された法令・条例は以下のとおりである。

平成23(2011)年 障害者虐待防止法

平成25(2013)年 いじめ防止対策推進法
子どもの貧困対策法
障害者差別解消法

平成26(2014)年 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

これらの認知の状況を見ると、大津いじめ事件に端を発して制定された「いじめ防止対策推進法」は子育て世代が関係することもあって認知度が高い。また、近年マスコミでも報道されるようになった子どもの貧困問題との関連で、「子どもの貧困対策法」も「知らない」は39.6%である。

それに対して、障害者関連の法令・条例は「障害者虐待防止法」を「知らない」は37.8%であるものの、「障害者差別解消法」は57.3%、その京都府版である条例は「知らない」人が70%を超えている。同じ頃に制定された人権関連の法令であっても、マイノリティに関わる法令はすぐには認識されないことがわかる。

しかし、「いじめ防止対策法」は「いじめ」の定義を更新したという意味で画期をなしている以上に、「障害者差別解消法」は「障害概念」と「差別解消」の意味を大きく変える法律であり、人権施策上画期的な法律である。平等と

いう概念、あるいは社会的に排除しないという概念が、全ての人を同じように扱うということではなく、同じように扱った場合、参加出来ないことが起こるならば「合理的な配慮」をしなければいけないと変化したのである。すなわち「不作為の差別」を禁止することになったといえよう。かつて障害者は「あなたの安全を守れない」からという理由で地域の学校から排除されていたが、今度は障害者の就学のために何らかの措置をすることが学校の義務になったということである。

近年出されている人権関連の法令は、実は「市民の責務」(法令上の条文では「国民の責務」とされている)を明記しているものが多い(その内容の是非については、今は問わない)。例えば、児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待に関わる通報や、いじめ防止である。それらが「お題目」で終わることなく、市民に周知されることにより、市民と行政が協働して人権尊重の社会を形成するという意識の醸成のためには、最近制定された人権関連の法について「内容をよく知っている」人が増加する必要があるだろう。「内容をよく知っている」人が増加しないまま、法令だけが制度だけが先行している状況が、今回の問2と問3の齟齬として表れたともいえよう。

おわりに

以上のような点が、23年調査と26年調査を比較してみた結果である。今回の報告書は23年調査を踏まえたものである。研修参加と意識状況の違いについては詳しくは述べなかった。当然ながら、研修参加が情報提供・知識の普及に果たす効果は今回調査でも確認できている。日々進展し変化する人権に関わる状況について人権教育・啓発が果たす役割が大きいことは言うまでもないことを申し添えたい。